

根室市教育委員会訓令第 1 号

根室市外国語指導助手取扱要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 3 月 1 9 日
根室市教育委員会訓令第 1 号

根室市外国語指導助手取扱要綱の一部を改正する訓令
根室市外国語指導助手取扱要綱（平成 3 0 年教育委員会訓令第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

外国語指導助手の報酬は、根室市招致外国青年任用規則（昭和 6 3 年
教育委員会規則第 4 号）に定める報酬の額に基づき決定する。

2 特別報酬は支給しない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。